

# 農林漁業の 災害補償制度について

平成 2 5 年 5 月 1 5 日

農 林 水 産 省

## 目 次

|     |                     |    |
|-----|---------------------|----|
| I   | 農業災害補償制度について .....  | 1  |
| II  | 森林国営保険制度について .....  | 3  |
| III | 漁船損害等補償制度について ..... | 7  |
| IV  | 漁業災害補償制度について .....  | 10 |

# I 農業災害補償制度について

## 制度の目的

農業者が不慮の事故によって受けることのある損失を補填して農業経営の安定を図り、農業生産力の発展に資することを目的としています。（農業災害補償法第1条）

## 対象となる事故

風水害、干害、冷害、雪害、その他気象上の原因による災害、火災、病虫害、鳥獣害などです。

## 制度の仕組み

本制度は、被災した農業者の損失を保険の仕組みにより補填しており、農業者があらかじめ掛金を出し合って共同準備財産を造成し、被害が発生した場合にはその共同準備財産から共済金を支払うという農業者の自主的な相互救済を基本としています。

## 事業の種類と対象としている農作物等（ニーズがあり、かつ、保険の手法になじむ品目）

- 農作物共済事業： 水稻、陸稲、麦
- 家畜共済事業： 牛、馬、豚
- 果樹共済事業： うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ、パインアップル（指定かんきつ：はっさく、ぽんかん、ネーブルオレンジ、ぶんたん、たんかん、さんぼうかん、清見、日向夏、セミノール、不知火、河内晩柑、ゆず、はるみをいう。）
- 畑作物共済事業： ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび、茶、そば、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ、蚕繭
- 園芸施設共済事業： 特定園芸施設（附帯施設、施設内農作物を含む。）

## 掛金の国庫負担

農業者が支払う掛金の一部を国が負担しています。

掛金の国庫負担率： 原則として50%

農作物共済（麦）は50～55%、家畜共済（豚）は40%、畑作物共済（蚕繭以外）は55%。

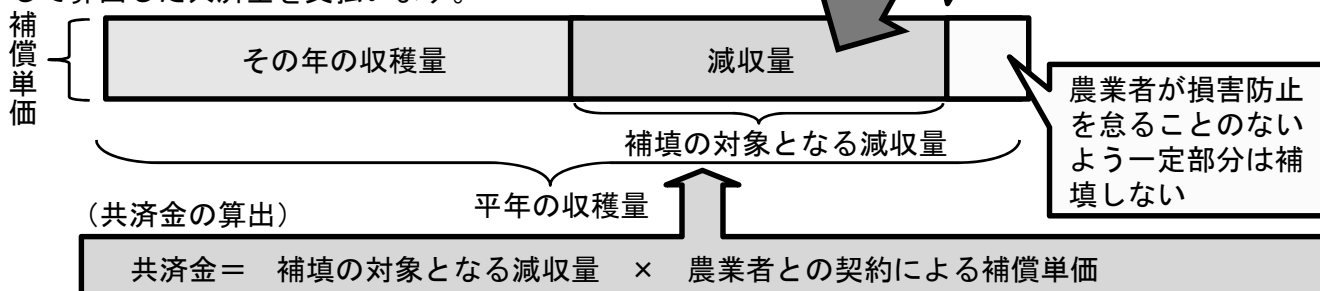
## 制度の機構

本制度は、①農業共済組合等（農業共済組合又は農業共済事業を行う市町村）、②都道府県を区域とする農業共済組合連合会、③政府の3段階で運営されています。

大災害に備え、農業共済組合等は、連合会の保険に付し、更に、連合会は国の再保険に付すことにより、全国的な危険分散を図っています。

## 主な補填の仕組み（共済金）

災害により、収穫量が平年の収量の一定割合以上減少した場合に、補填の対象となる減収量を算出し、これに農業者との契約による補償単価を乗じて算出した共済金を支払います。

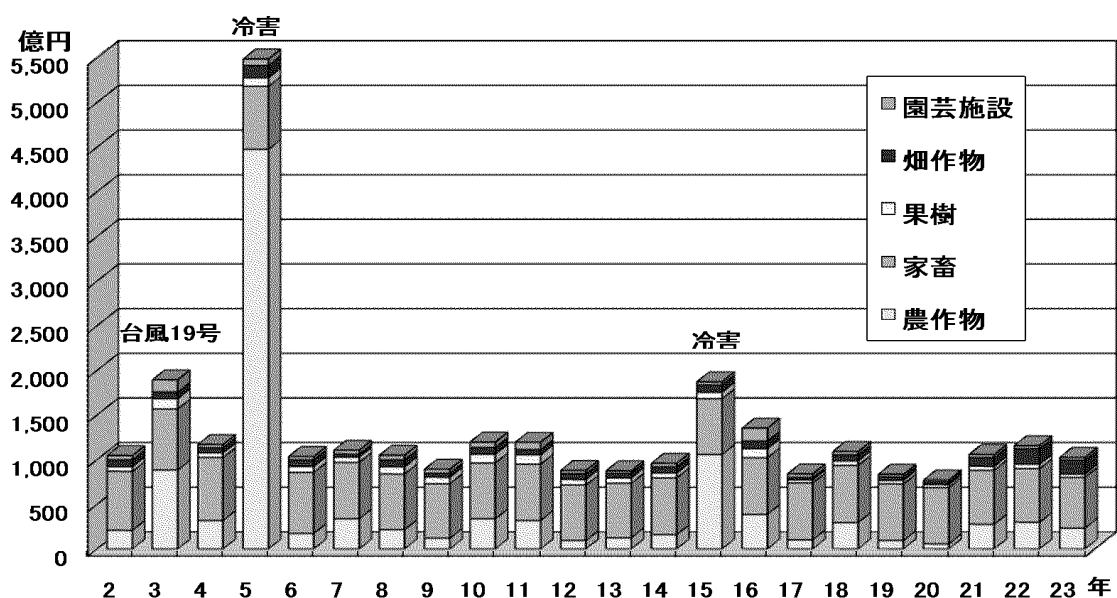


○ 農業共済事業の引受実績（平成23年産（度））

| 事業名    | 引受戸数  | 引受面積(数量)  | 引受率  | 共済金額   | 共済掛金  | 1戸当たりの共済掛金 |
|--------|-------|-----------|------|--------|-------|------------|
|        | 千戸    | 千ha、千頭、千箱 | %    | 億円     | 億円    | 円          |
| 農作物共済  | 1,700 | 1,737     |      | 12,031 | 386   |            |
| 水稻     | 1,650 | 1,475     | 92.4 | 10,722 | 242   | 7,333      |
| 陸稲     | 0.3   | 0.1       | 6.1  | 0.5    | 0.1   | 17,226     |
| 麦      | 50    | 263       | 96.6 | 1,309  | 144   | 133,554    |
| 家畜共済   | 78    | 6,517     |      | 6,911  | 592   |            |
| 乳用牛等   | 18    | 2,257     | 92.0 | 3,023  | 383   | 1,070,714  |
| 肉用牛等   | 56    | 2,360     | 67.2 | 3,385  | 178   | 165,939    |
| 馬      | 2     | 24        | 61.0 | 246    | 8     | 236,547    |
| 種豚     | 1     | 204       | 26.2 | 106    | 5     | 304,414    |
| 肉豚     | 1     | 1,672     | 21.6 | 151    | 18    | 1,661,752  |
| 果樹共済   | 72    | 42        |      | 1,088  | 49    |            |
| 収穫     | 70    | 41        | 24.7 | 1,027  | 48    | 34,508     |
| 樹体     | 3     | 1         | 2.1  | 61     | 1     | 10,617     |
| 畑作物共済  | 83    |           |      | 1,894  | 125   |            |
| 農作物    | 83    | 273       | 66.4 | 1,891  | 125   | 67,785     |
| 蚕繭     | 0.5   | 5         | 28.8 | 3      | 0.1   | 5,616      |
| 園芸施設共済 | 220   | 24        | 47.0 | 3,886  | 51    | 16,040     |
| 合計     | 2,154 |           |      | 25,810 | 1,202 |            |

- (注) 1. 園芸施設共済以外は、確定値ではない。  
 2. 引受率は、面積、頭数又は箱数によるものである。  
 3. 単位未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

○ 共済金の支払状況



(23年産(度)の共済金の支払額)

農作物共済 : 233億円    家畜共済 : 570億円    果樹共済 : 37億円  
 畑作物共済 : 156億円    園芸施設共済 : 30億円

(注) 園芸施設共済以外は、確定値ではない。

## Ⅱ 森林国営保険制度について

### 1 森林国営保険制度の概要

#### (1) 趣旨

森林国営保険は、政府が保険者となり、森林所有者を被保険者として、森林国営保険法（昭和12年法律第25号）に基づき、森林についての火災、気象災（風害、水害、雪害、干害、凍害、潮害）、噴火災による損害をてん補する保険事業であり、創設以来、林業にとって不可避の災害に対するセーフティネットとして、保険金による被災森林の再造林を通じた林業経営の安定に寄与している。

森林国営保険に係る経理については、特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）により森林保険特別会計を設置し、一般会計と区分して経理している。

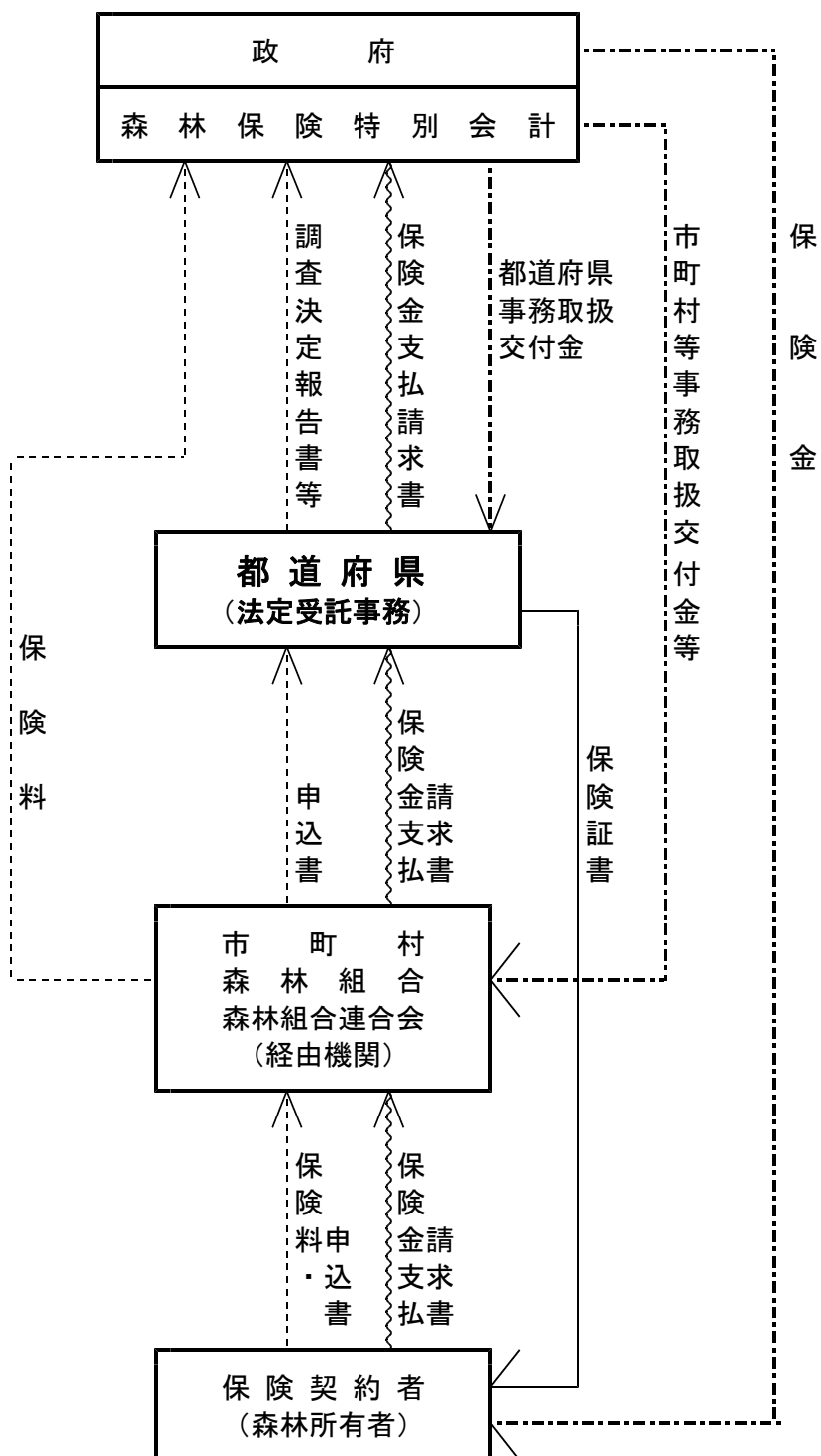
#### (2) 制度の運営

森林国営保険は、政府が保険者となり、保険証書の作成、損害調査等の事務の一部を都道府県に委任するとともに、市町村、森林組合及び森林組合連合会に対して申込、保険料受取等の窓口事務を委任することにより、運営している。

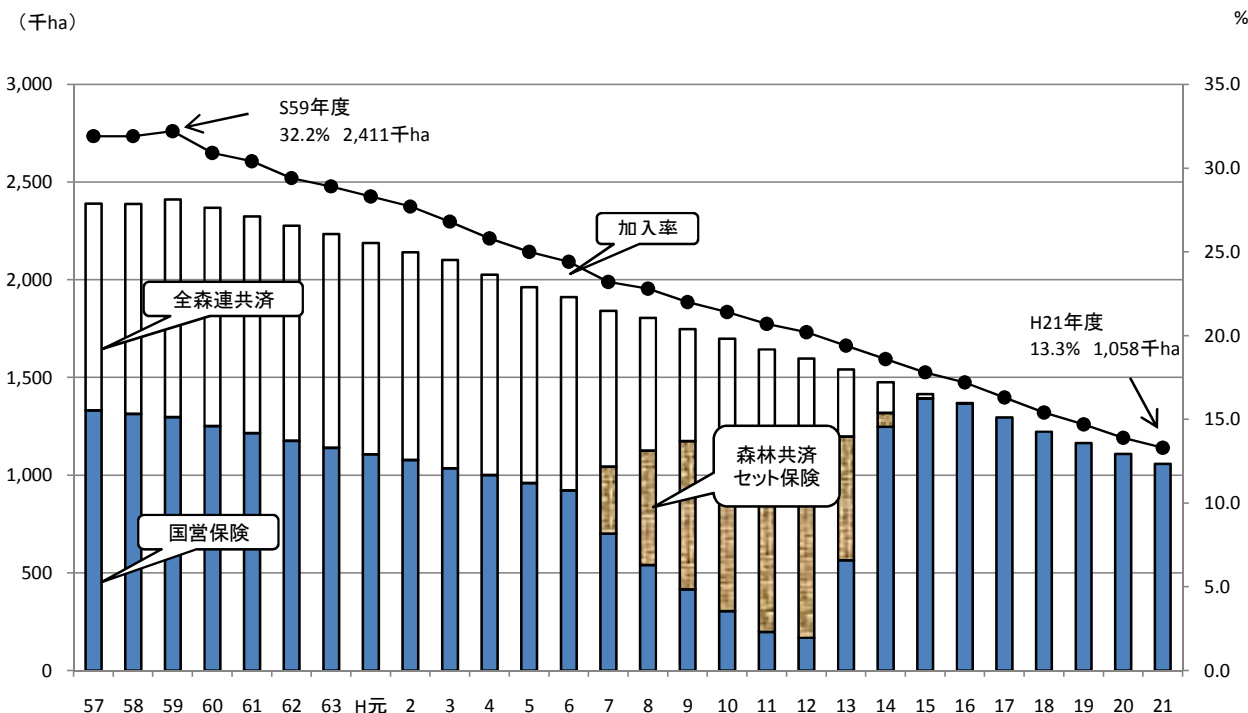
#### (3) 主な内容

| 区 分     | 内 容                                         |
|---------|---------------------------------------------|
| 保 険 者   | 政府                                          |
| 被 保 険 者 | 森林所有者                                       |
| 保険契約者   | 森林所有者（被保険者）<br>ただし、被保険者以外の者も保険契約者となることができる。 |
| 保険の目的   | 人工により生立させた樹木の集団（人工林）                        |
| 保 険 事 故 | 火災、気象災（風害、水害、雪害、干害、凍害、潮害に限る。）、噴火災           |

(4) 森林国営保険の組織



## (5) 加入率等の推移



(注1) 加入率＝森林保険(共済)加入面積／民有人工林面積

(注2) 国営保険とほぼ同内容の事業を実施してきた全森連共済は、平成13年度に新規引受を停止し、平成14年度に国営保険へ移行。平成17年度末に事業を廃止。

(注3) 森林共済セット保険は、同一の森林について森林国営保険と全森連共済両者に半分ずつの責任で同時に加入する仕組みである。全森連共済の新規引受停止、事業廃止に伴い、国営保険に移行された最後の既契約分を平成19年度に支払。

## (6) 年度別損害てん補状況

(単位: 金額、百万円)

| 年 度         | 13    | 14  | 15  | 16  | 17    | 18    | 19    | 20    | 21  | 22  | 23  |
|-------------|-------|-----|-----|-----|-------|-------|-------|-------|-----|-----|-----|
| 国 営 保 険 単 独 | 199   | 317 | 478 | 860 | 2,245 | 4,032 | 3,868 | 1,447 | 424 | 456 | 562 |
| セ ッ ト 保 険   | 1,582 | 620 | 412 | 56  | 2     | -     | 2     | -     | -   | -   | -   |
| 全 森 連 共 済   | 83    | 53  | 27  | 5   | 1     | -     | -     | -     | -   | -   | -   |
| 計           | 1,864 | 990 | 917 | 921 | 2,248 | 4,032 | 3,870 | 1,447 | 424 | 456 | 562 |

(注) 支払ベースである。四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

## (7) 国営保険の財務状況の推移

(単位: 金額、百万円)

| 年 度   | 13     | 14     | 15     | 16     | 17     | 18     | 19     | 20     | 21     | 22     | 23     |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 利 益   | 11,984 | 16,748 | 16,244 | 15,280 | 13,821 | 12,707 | 11,846 | 11,067 | 10,628 | 10,126 | 9,614  |
| 損 失   | 11,228 | 15,485 | 14,052 | 13,329 | 13,740 | 14,350 | 13,401 | 10,470 | 9,147  | 8,757  | 8,277  |
| 損 益   | 756    | 1,263  | 2,192  | 1,951  | 81     | △1,643 | △1,555 | 597    | 1,481  | 1,369  | 1,337  |
| 積 立 金 | 12,238 | 12,994 | 14,258 | 16,449 | 18,400 | 18,481 | 16,838 | 15,283 | 15,881 | 17,362 | 18,731 |

(注1) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(注2) 平成18年度、19年度は単年度収支は赤字を計上したため、不足分は積立金から充当。

(注3) 積立金は、各年度の決算結果の損益を積み立てする前の金額。

## 2 森林保険特別会計を巡る動き

- (1) 平成18年に制定された行革推進法において、「森林保険特別会計において経理されている事務及び事業を独立行政法人に移管し、同特別会計を廃止することについて、平成20年度末までに検討するものとする。」とされた。
- (2) 同法に基づき、平成21年3月、農林水産大臣から「森林保険特別会計は廃止し、森林保険業務は独立行政法人に移管するとともに、政府による再保険を措置すること」等を公表。
- (3) 平成22年10月の行政刷新会議事業仕分けにおいて、森林保険特別会計については、「廃止（国以外の主体へ移管）」との評価結果。
- (4) 平成24年1月、「特別会計改革の基本方針」（閣議決定）において、「同特別会計については、平成26年度中に廃止するものとする。国以外の実施主体への移管についての検討を早急に行い、平成24年度中にその結論を得るものとし、これを踏まえ、所要の制度改正を平成25年度中に行うものとする。」とされた。
- (5) 閣議決定等を踏まえ、林野庁では、平成24年11月、検討会を設置し、第1回検討会を11月30日に開催。
- (6) 平成25年1月、「平成25年度予算編成の基本方針」（閣議決定）において、「特別会計改革の基本方針」は、当面凍結。
- (7) 平成25年1月、行政改革推進本部が設置され、同年2月、同本部の下に設置された行政改革推進会議において、特別会計改革の検討の視点の1つとして、「特別会計で行われる事務・事業について、引き続き国が実施するのではなく、民間や独立行政法人が実施した方が良いものがあるのではないか。」と掲げられた。



### Ⅲ 漁船損害等補償制度について

#### 1 漁船損害等補償制度の目的と仕組み

##### (1) 目 的（漁船損害等補償法第1条）

漁船につき不慮の事故による損害の復旧及び適期における更新を容易にするとともに、漁船の運航に伴う不慮の費用の負担及び責任等の発生により漁業経営が困難となることを防止し、並びに漁船に積載した漁獲物等につき不慮の事故による損害を補てんするための措置を定め、併せてこれらを補完する措置を講じ、もって漁業経営の安定に資する。

##### (2) 仕組み

- ① 地域又は漁業種類毎に漁船保険の保険の目的たるべき漁船の所有者又は使用者が漁船保険組合を設立し、中小漁業者の相互扶助の精神に基づき、1000トン未満の漁船を対象とする相互保険として漁船保険等を実施し、
- ② 組合を会員として設立された漁船保険中央会が、組合の保険責任（国が再保険するものを除く。）の一部を分担（再保険）するとともに、
- ③ 国は特別会計において、漁船保険中央会及び組合の保険責任の一部を分担（再々保険及び再保険）している。また、100トン未満の保険加入漁船に対し、保険料の一部を負担している。

#### 2 漁船保険等の種類

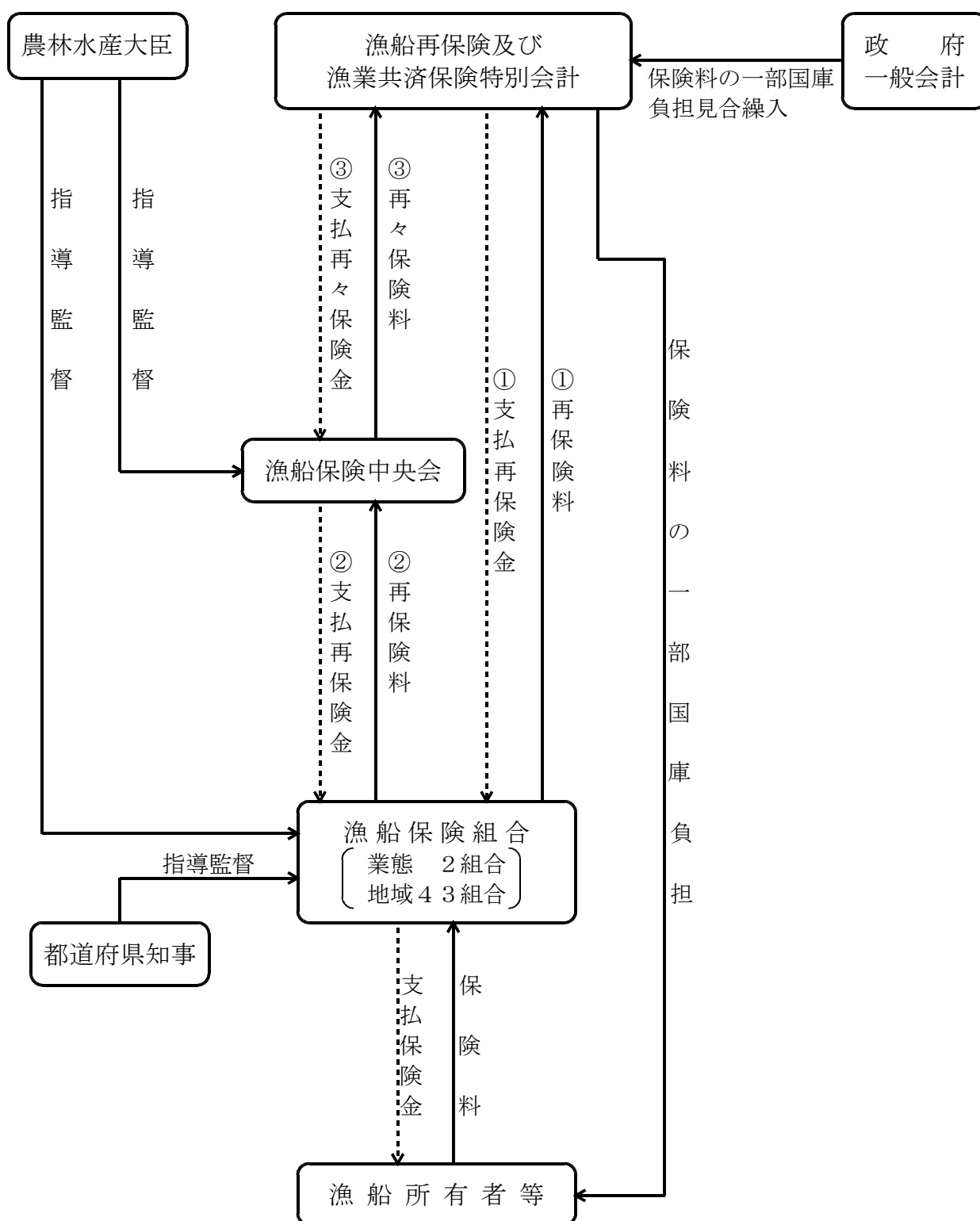
##### (1) 漁船損害等補償法に基づく保険

|          |        |                                                                                                                                                                |
|----------|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 漁船保険     | 普通損害保険 | 漁船につき、滅失、沈没、損傷その他の事故（戦乱等によるものを除く。）により生じた損害をてん補する。                                                                                                              |
|          | 満期保険   | 漁船につき、滅失、沈没、損傷その他の事故（戦乱等によるものを除く。）により生じた損害をてん補するとともに、保険期間が満了した場合に保険金額相当の保険金を支払う。                                                                               |
|          | 特殊保険   | 漁船につき、戦乱等による滅失、沈没、損傷その他の事故により生じた損害をてん補する。                                                                                                                      |
| 漁船船主責任保険 |        | 漁船の運航に伴って生じた不慮の費用及び損害賠償責任に基づく損害（戦乱等によるものを除く。）を補償する。                                                                                                            |
|          | 基本損害   | 人命及び乗客損害以外の自己が負担しなければならない費用の負担、又は自己の賠償責任に基づく賠償。                                                                                                                |
|          | 人命損害   | 漁船の運航に伴って生じた当該漁船の乗組員の死亡等に対する労働協約等に基づく支払。                                                                                                                       |
|          | 乗客損害   | 漁船の運航に伴って生じた当該漁船の利用者の死亡等の事故により生じた損害の賠償又は費用の負担。                                                                                                                 |
| 漁船乗組船主保険 |        | 漁船の運航に伴って、乗組船主に死亡その他の事故が生じた場合（戦乱等によるものを除く。）に一定の金額を支払う。                                                                                                         |
| 漁船積荷保険   |        | 漁船に積載した漁獲物等につき、滅失、流失、損傷その他の事故（戦乱等によるものを除く。）により生じた損害をてん補する。                                                                                                     |
| 任意保険     |        | 漁船により漁獲され漁船以外の船舶で漁場から運搬中の漁獲物又はその製品につき、滅失、流失、損傷その他の事故により生じた損害をてん補する。                                                                                            |
|          |        | スポーツ又はレクリエーションの用に供する小型の船舶（プレジャーボート）の運航に伴いプレジャーボートの所有者等が負担する次の損害をてん補する。<br>① 漁船その他の船舶等に対する賠償責任に基づく賠償による損害。<br>② 漁船その他の船舶によるプレジャーボート又はその乗組員の捜索又は救助に要した費用負担による損害。 |

##### (2) 漁船乗組員給与保険法に基づく保険

|           |                                                        |
|-----------|--------------------------------------------------------|
| 漁船乗組員給与保険 | 乗組員が抑留された場合の給与の支払いを保障するため、保険加入事業主の支払うべき給与に代えて保険金を支給する。 |
|-----------|--------------------------------------------------------|

### 3. 漁船損害等補償制度の機構（仕組み）



(注) 上記の①、②及び③について、

- ・国が再保険する①は、特殊保険及び漁船乗組員給与保険
- ・漁船保険中央会が再保険する②は、普通保険、漁船船主責任保険、漁船積荷保険、漁船乗組船主保険及び任意保険
- ・国が再々保険する③は、②のうち普通保険（満期積立を除く）、漁船船主責任保険（基本損害部分）及び漁船積荷保険である。

漁船保険等の実施状況（平成２２年度）

（単位：百万円）

| 区 分             | 引 受          |            |        |        | 事 故         |        |        |
|-----------------|--------------|------------|--------|--------|-------------|--------|--------|
|                 | 加入隻数         | 保険金額       | 純保険料   | 再保険料   | 事故件数        | 支払保険金  | 支払再保険金 |
| 普 通 保 険<br>(参考) | 隻<br>188,021 | 1,005,930  | 15,490 | 13,317 | 件<br>56,986 | 40,654 | 34,045 |
| 在籍漁船隻数          | 291,215      |            |        |        |             |        |        |
| 保険加入率           | 64.6%        |            |        |        |             |        |        |
| 漁船船主責任保険        |              |            |        |        |             |        |        |
| 基本損害            | 185,686      | 48,045,595 | 2,732  | 2,457  | 1,633       | 2,154  | 1,939  |
| 人命損害            | 12,418       | 38,119     | 43     | 38     | 9           | 12     | 11     |
| 乗客損害            | 16,140       | 5,699,330  | 400    | 358    | 50          | 197    | 177    |
| 計（延べ）           | 214,244      | 53,783,044 | 3,175  | 2,854  | 1,692       | 2,363  | 2,127  |
| 漁船乗組船主保険        | 30,468       | 50,556     | 47     | 43     | 29          | 34     | 31     |
| 漁船積荷保険          | 618          | 54,798     | 128    | 115    | 13          | 62     | 55     |
| 特 殊 保 険         | 301          | 40,085     | 14     | 13     | 0           | 0      | 0      |
| 漁船乗組員給与保険       | 193          | 699        | 1      | 1      | 0           | 0      | 0      |
| 計（延べ）           | 433,845      | 54,935,112 | 18,855 | 16,341 | 58,720      | 43,113 | 36,258 |

資料 漁船保険統計表、漁船船主責任保険・漁船乗組船主保険統計表及び漁船積荷保険統計表

## IV 漁業災害補償制度について

### 1 漁業災害補償制度の目的と仕組み

#### (1) 目的

漁業災害補償制度は、中小漁業者の営む漁業について、異常の事象又は不慮の事故によって受ける損失を相互にてん補することにより、漁業再生産の阻害の防止及び漁業経営の安定に資することを目的としている。(漁業災害補償法第1条)

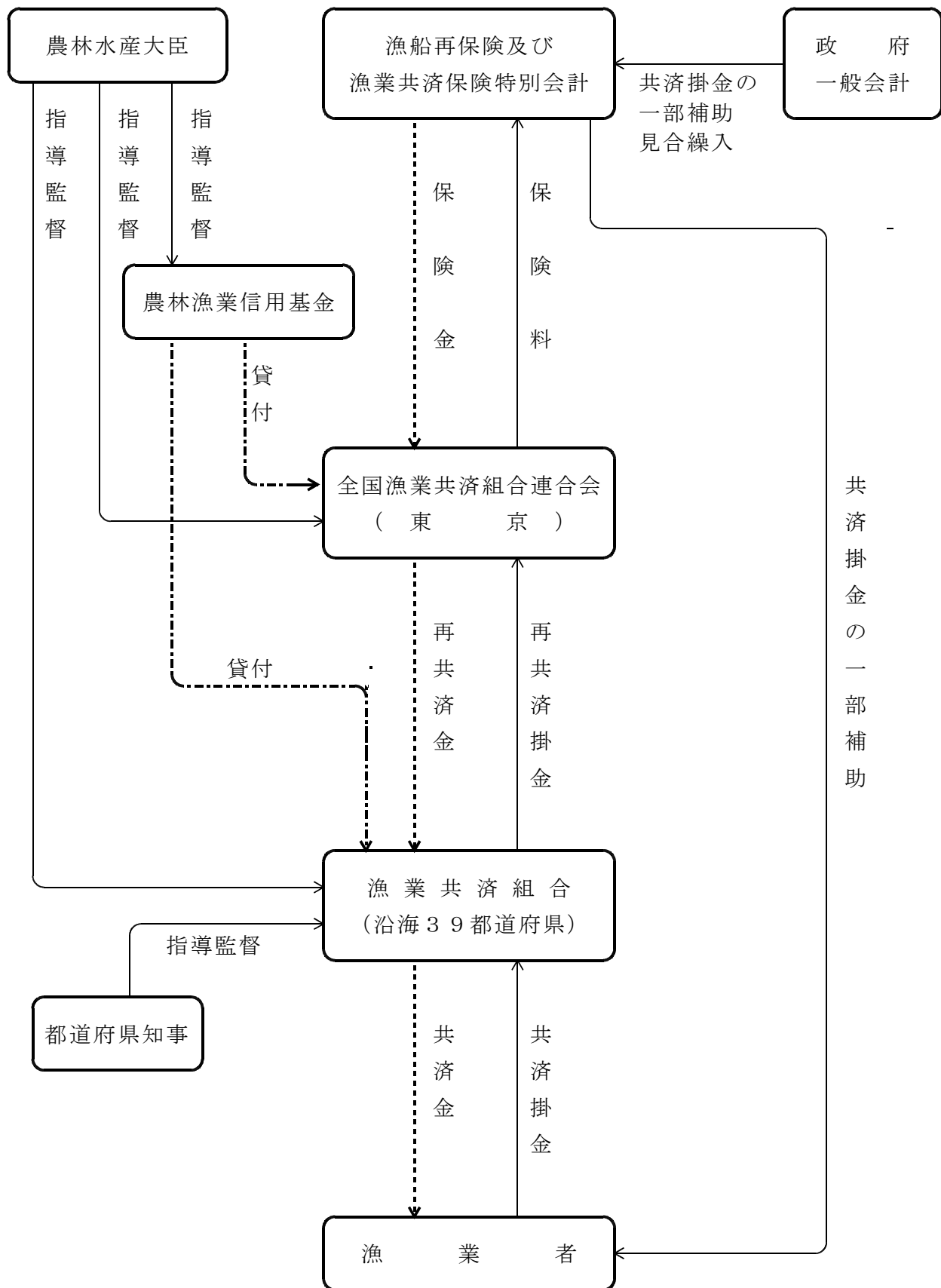
#### (2) 仕組み

- ① 都道府県ごとに漁協及び漁連を組合員として設立された漁業共済組合は、中小漁業者の相互救済の精神を基調として漁業共済事業を実施している。  
また、漁業共済組合を会員として設立された全国漁業共済組合連合会は、共済責任の一部を分担（再共済）している。
- ② 国は、中小漁業者に対し共済掛金の一部を補助するとともに、特別会計により再共済の責任の一部を分担（保険）している。

### 2 漁業共済事業の種類及び事業の性格

| 種 類     | 事 業 の 性 格                                                                                           |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 漁 獲 共 済 | 漁船漁業、定置漁業及び一部の採貝採藻業を対象とし、不漁等を原因とする漁獲金額の減少による損失を補償する。                                                |
| 養 殖 共 済 | 一部の魚類・貝類養殖業を対象とし、養殖水産動植物の死亡、流失等による損害を補償する。                                                          |
| 特定養殖共済  | のりやほたて貝等の特定の藻類・貝类等養殖業を対象とし、品質低下等を原因とする生産金額の減少による損失を補償する。<br>※ 人為的要因による減収を排除するため、生産金額が一定量に達しない場合に限る。 |
| 漁業施設共済  | 養殖施設又は定置網等の漁具を対象とし、その供用中の損壊等による損害を補償する。                                                             |

### 3 漁業共済補償制度の機構（仕組み）



## 平成23年度契約に係る漁業共済事業の引受及び支払状況

(単位：百万円)

| 区 分    | 引受件数   | 共済限度額<br>(又は共済価額) | 共済金額    | 純共済掛金  | 支払件数  | 支払共済金 |
|--------|--------|-------------------|---------|--------|-------|-------|
|        | 件      |                   |         |        | 件     |       |
| 漁獲共済   | 14,071 | 431,304           | 261,854 | 11,560 | 363   | 2,816 |
| 養殖共済   | 5,554  | 196,323           | 121,374 | 2,682  | 881   | 1,267 |
| 特定養殖共済 | 5,314  | 101,319           | 76,381  | 4,744  | 0     | 0     |
| 漁業施設共済 | 22,219 | 18,037            | 10,111  | 417    | 131   | 83    |
| 合 計    | 47,158 | 746,984           | 469,720 | 19,404 | 1,375 | 4,165 |

資料 「漁業災害補償制度の現況」